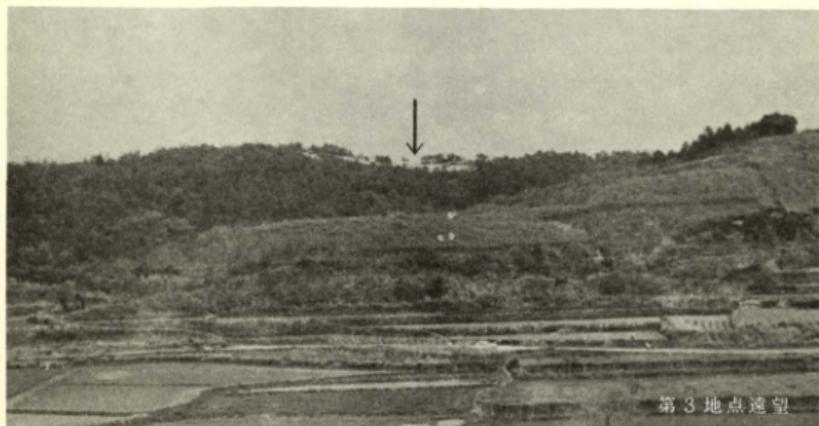


河内長野市文化財調査概要

# 長池窯跡発掘調査概要

——河内長野市小山田地区——



第3地点遠望

1971.9

河内長野市教育委員会

## はじめに

昭和45年12月、河内長野市小山田町地区において、三井不動産株式会社が計画した宅地造成工事地域内より若干の土師器及び小形平窯のあることがわかった。

このため、本委員会としては、ただちに府教育委員会に連絡をとり、三井不動産株式会社に対し、現状保存を強く要望したが、遺跡の消滅は避けられなくなつたため、関係者協議の上、河内長野市教育委員会において調査を実施することになった。

調査は、昭和46年2月6日から始め、同年4月7日に完了した。本書はその概要報告であり、これの刊行によって以後の文化財保護行政の推進への一助としたい。

最後に、本報告を刊行するにあたり、最後まで協力をいただいた関係者のみなさんへ心から感謝の意を表する。

河内長野市教育委員会

教育長 光田輝男

## 例　　言

1. 本書は、三井不動産株式会社が河内長野市小山田町地区において行なった宅地造成工事に伴い、検出された窯跡12基と焼土遺構2基の発掘調査の概要を収録したものである。
2. 調査は、昭和46年2月6日から同年4月7日まで大阪府教育委員会の指導のもとに河内長野市教育委員会が主体となり、社会教育課文化係峯正明が担当して実施し、ほかに補助員として木下降・向井秀雄・香川利一・香川清の各君が協力した。また発掘調査ならびに概要作成の費用は三井不動産株式会社が全額負担した。ともにご協力たまわった方々に深く感謝いたします。

## 第Ⅰ章 調査の経過

昭和45年12月、三井不動産株式会社が河内長野市小山田町地区の丘陵471,000m<sup>2</sup>を開発するにあたり、埋蔵文化財の有無およびその存在する場合の措置についての行政指導を求めてきた。ただちに大阪府教育委員会と協議し、当該丘陵に対し試掘調査をした結果、後述する第1・第2・第3地点で遺構の存在することを確認した。

本調査は翌46年2月6日から同年4月7日まで行ない、新たに第4・第5地点においても遺構の存在を認め、これを引き継ぎ発掘調査した。遺構は主として平安末期の小形窯跡で、第3地点を除き、他はいずれも北に派生する丘陵の裾部に設定された工事用進入路の崖面に認められた。第3地点においては、地山の露頭していた丘陵稜線部の鞍部からその北の頂上部にかけて遺構の存在が認められた。

2月6日、各調査地点の地形測量を行ない、第1・第2地点の発掘調査にかかる。

第1地点では、掘削された丘陵斜面裾部の崖面に炭灰付着の煙道のみが僅かに残存していた。第2地点では、第1地点同様斜面裾部に天井部の残存する小形平窯が内部に空洞を呈しながらその断面を露呈していた。

次に、第3地点において土師器片および赤色酸化層を認めたためここに遺構の存在を推定し、発掘調査にかかる。調査の過程において赤色酸化層内側およびその周辺から土師器片・瓦器片の出土が目立つ。

3月1日、この地点において7基の小形平窯と2基の焼土壇構を検出する。また、第3地点を調査中、新たに確認した第4・第5地点の各遺構については3月24日から4月7日までの計15日間を費し、長池窯跡の現地調査をすべて終了した。

なお、検出遺構の熱残留磁気測定調査には、3月3日・4月15日の2回にわたり大阪大学基礎工学部川井研究室の援助を受けた。

## 第Ⅱ章 窯跡の位置と環境

今回調査の対象となった窯跡は、河内長野市西部小山田町地区の三井不動産株式会社の宅地造成地（開発面積 471,000m<sup>2</sup>）内よりその存在が認められた12基の小形平窯と2基の焼土造構である。窯跡は河内長野市小山田町4023番地字長池原にあり、この字名をもって今回調査の窯跡を以下「長池窯跡」と呼称する。

河内長野市は、東は葛城山脈をへだてて奈良県に、南は和泉山脈をへだてて和歌山県に隣接しており、西は和泉山脈より派生する河泉丘陵をへだてて堺市・和泉市と接している。以上のように三方が山または丘陵に囲まれ、平地部は僅かに北部においてひらけている。遺跡は、市西部を北東に派生する河泉丘陵の一である赤峯丘陵西側において北方に分岐する標高140～160mの支尾根の二に存在する。

いま遺跡の存在する二支尾根を東支尾根・西支尾根とすると、第1・第2・第4・第5地点の各遺構は東側斜面裾部に立地し、第3地点の遺構は西支尾根の稜線上やや東寄りの鞍部から北方の頂上部にかかる傾斜部分に立地している。なお、未調査のため詳細は明らかでないが、赤峯主陵においてもその東西両斜面で今回調査したと同種の窯跡が2箇所で確認されている。

(P.L.6・長池窯跡周辺分布図)

## 第Ⅲ章 調査の概要

〔第1地点〕 東支尾根の東側斜面裾部に設定された工事用進入路の崖面に認められた。

遺構は、地山を切り込んで構築された小形平窯の煙道部が僅かに残存していた。煙道は、ほぼ垂直に設定されており、その規模は残存部で長さ 105cm、内径上端部で13cm、煙道入口部で奥行き55cmを測定した。断面には還元層及び酸化層が認められた。煙道は、笠よりやや大きめの河原石4個を使用し、それを

基礎としてその上に粘土を置いてしつらえられている。いま残存する遺構から窯体主軸を推定するとN—2°—Wとなる。

なお、出土遺物は煙道付着の炭の細粒及び灰以外は検出されなかった。

〔第2地点〕 第1地点と同じ丘陵の約75m先端、東支尾根東側斜面裾部の急傾斜地に構築された小形平窯である。

窯体は、工事用進入路の設定により、右側壁部分を破壊されており、内部は空洞になっていた。

調査の結果、窯体は右側壁を欠損しているものの、ほぼその全容を明らかにすることができた。即ち、丘陵傾斜面裾部、標高143m地点の丘陵等高線に対し斜交した状態で断面L字形に地山を切り込み構築された天井部を有する平窯である。主軸はN—7°—Eを測定する。規模は全長205cm、幅110cm、高さ90cmの小規模なものである。床面は中央部において最も低くなっている、周壁に近づくにつれ、僅かに上昇している。窯体最奥部には煙道が施されているが、その入口部分は既に剥落し、欠損していた。

なお、燃焼部と焼成部との区別については傾斜変換部およびその他の施設が認められなかつたことからつけがたく、また灰原も認められなかつた。ただ、焚口附近において灰層及び木炭の残片が検出された。

出土遺物は、煙道出口においてあたかもこれをふさぐような状態で検出された土師質の甕口縁部一片のみである。

〔第3地点〕 「長池」東側の標高172m地点の鞍部から、その北の頂部にかけてのゆるやかな稜線上において、ブルドーザの通過跡より土師器片数点を採集したことからここに遺構の存在を推定して発掘調査を開始した。

調査の結果、第2地点で検出された窯体と同種の小形平窯7基と焼土遺構を検出した。平窯はいづれも天井部を欠損しており、そのうちNo.1～No.6までの6基は重複あるいは近接している。南へやや離れたところに平窯No.7と焼土遺構が存在する。No.1は当地点調査対象の中で最も残存状況が良好である。No.2～No.6は新たに窯体を構築する際に順次破壊されている。以下、各窯体について判明したことがらを記す。

No.1は全長185cm、幅120cm、高さ中央部で約60cm、主軸はN—46°—Wを

測定する。窯体は稜線よりやや東寄りの若干低い部分から、稜線部に向って地山を切り込み、粘土で周壁を整え構築されている。煙道は奥壁中央部に粒子の細かい緻密な粘土を貼りつけしつらえられており、窯壁との接合部は明確に識別しうる。窯体内には灰層、遺物のいずれも認められなかった。

No.2は右側壁部と焚口部が欠損しているが、その規模は残存部で長さ135cm幅85cm、高さ65cmで主軸はN-3°-Eである。窯壁はその上端部分が地山に密着しているのみで、窯体内には拳大の窯壁塊が剥落していた。灰層は約20cm堆積しており、灰層中より土師器片、瓦器片が検出される。なお、床面には河原石の使用が認められた。

No.3は窯体底部と周壁の一部しか検出されなかつたため、その規模については長さ160cm、幅105cmを測定するにとどまつた。窯体内よりNo.2同様、灰層が約25cm堆積しており、土師器片若干が出土した。このうち、甕口縁部1片は床面に付着した状態で検出された。

No.4は床面および右側壁部を残すのみで新たに窯体を構築する際に破壊されている。ただ、右側壁底部が残存していたため、幅90cmを測定した。また床面にはNo.2と同様に河原石が使用されていた。主軸はN-24°-Eである

No.5は、No.4の右側壁部の延長上に僅かに側壁底部が60cmにわたって、またその外側に赤色酸化層が130cmにわたって検出されたこと、および左側壁肩部でNo.4に続く赤色酸化層が大きく湾曲していることから窯体の存在を確認したものの規模等の資料については明確にできなかつた。

No.6は僅かに床面を残すのみで新しく窯体を構築する際、周壁はほとんど破壊され原形は損われていた。そのため、窯体規模についての計測は不可能であった。主軸はN-12°-Eと推定する。

No.7は、ブルドーザの通過により窯体の大部分を破壊されており、僅かに残った状況から前記各窯体と同種のものと判断しうるにとどまつた。主軸はN-19°-Eを測定する。

焼土遺構は地山を切り込んで構築されたU字形の遺構2基で重複して検出された。焼土は周壁にのみ認められる。規模は一は長さ65cm幅70cm深さ22cm他の一は長さ50cm幅55cm深さ18cmを計測する。内部には灰が一面に堆積しており、

遺構内における焼成が認められる。遺物は土師器が若干出土する。構築順序はまず東側遺構が、ついで西側遺構と構築された。この種遺構は、その形態および断面観察結果からして前記小形平窯とは異り、更に小形のしかも天井部を有しない焼成用の遺構として性格づけられる。

次に重複しているNo.2～No.6の5基の小形平窯の構築順序については、

① No.6→No.5→No.4→No.2 ② No.3→No.2ということが判明した。しかし、No.3とNo.6、No.5、No.4との前後関係は把握できなかつた。No.1、No.7についても確認はできなかつた。

〔第4地点〕 東支尾根最奥部にあり、遺構は東側斜面裾部標高165.5mの地点に一部重複して構築された2基の小形平窯である。窯体は工事用進入路により縱断され、いずれも側壁部を欠損し既に半壊状態でその断面を露呈していた。いま南側からNo.1、No.2とし、この2基について調査結果を述べてみよう。

No.1は地山礫層を約50cm断面L字形に切り込み丘陵等高線に斜交して構築されている。主軸はN-6°-Eである。床面および窯壁下半分は地山を利用し上部は地山直上の青灰色粘質土を利用している。したがって窯体規模は残存部分で長さ65cm、幅65cm、高さ75cmを測定する。

No.2は地山にいたるまで切り込んでおらず、直上の青灰色粘土層のみを切り込み構築されている。規模は残存部分で長さ145cm、幅70cm、高さ50cmを測定する。主軸はN-18°-Eである。煙道入口部は完存しており、その形態および規模は半だ円形で短径6.5cm、長径13cmである。なお内部には第1地点の窯体煙道と同様、河原石の使用が認められた。窯体断面観察の結果、床面は一度修復されていることが判明した。窯体No.1とNo.2の構築順序は、No.1の煙道および奥壁右側部分をNo.2の左側壁および床面で破壊されていることから、No.1がNo.2に先行して構築されたことが判明した。遺物の出土は認められなかつた。

〔第5地点〕 東支尾根最奥の第4地点より約55m先端の丘陵東側斜面裾部の標高156.5m地点に構築された小形平窯である。第1・第2・第4地点におけると同様、工事用進入路設定の際、破壊されており掘削された崖面にその断面

を露呈していた。

調査の結果以下のことが判明した。

窯体規模は残存部で長さ90cm、幅70cm、高さ65cmを測定する。主軸はN—14°—Wである。奥壁中央部に煙道が施されており、また左側壁は地山を切り込んだままになっている。左側壁上端には第6図に示すように丸い河原石の使用が認められた。なお、遺物の出土は認められなかった。

## 第Ⅳ章 ま と め

今回調査の対象となった遺構は、その構造上、天井部を有する小形平窯と単に地面にU字状に掘り込んだ焼土遺構とに分けることができる。小形平窯は、その調査結果から、まず遺構内に灰層の認められること、次に遺構それ自身に還元層および赤色酸化層が認められ、また内部より土師器、瓦器が出土していることから考えて土器焼成用の遺構と断定する。窯体構築年代は、その出土遺物特に第3地点窯体内出土の瓦器塊と土師器塊との高台取付型式がほぼ一致することから、第3地点における小形平窯については12世紀に求めることができよう。また、熱残留磁気測定結果からもほぼ同じ数値が出されている。焼土遺構については、土師器若干が出土するもその性格および構築年代については手がかりは得られなかった。

次に、この種遺構の発見は今後更に増加するものと考えられるため調査結果をもとに一応問題を提起しておきたい。

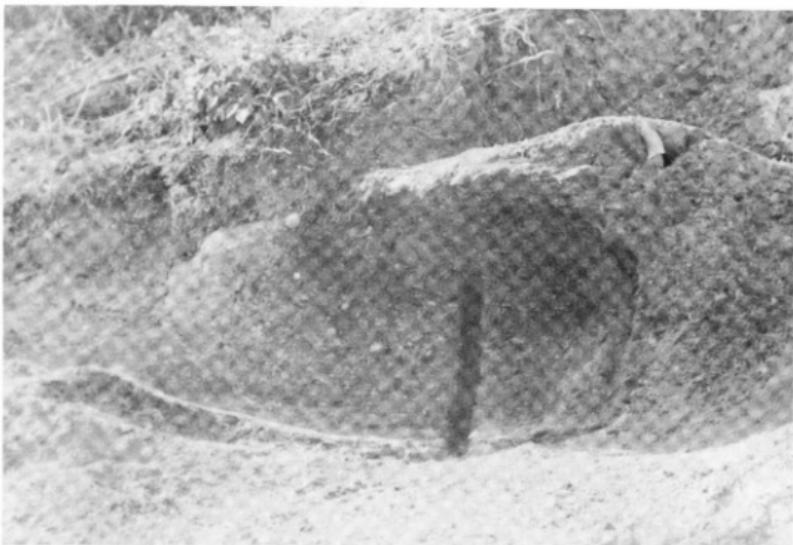
古代から中世にかけての窯業技術の発展はめざましく、特に生産の大量化、築窯および焼成の高度化が認められる一般的傾向に対し、今回長池出土の窯跡は小規模であり、また構造も極めて簡単なため、その構築も容易であったと考えられる。それゆえ窯体の修復もほとんど行なわれることなしにそのほとんどが1回限りで廃棄され新規に構築されていることが特徴として指摘されよう。このことは同時に、焼成される製品も窯体が小規模なところから1基あたりの生産量は当然量的な規制を受けることを考えなければならない。即ち、焼成さ

れた製品は、調査結果からみる限り、1基あたりの小規模焼成による生産量を構築数で捕うというシステムは考えがたい。むしろ、焼成された製品は大量に消費されるものではなく、その需要も限定される性格の強いものであることを意味するのではないだろうか。

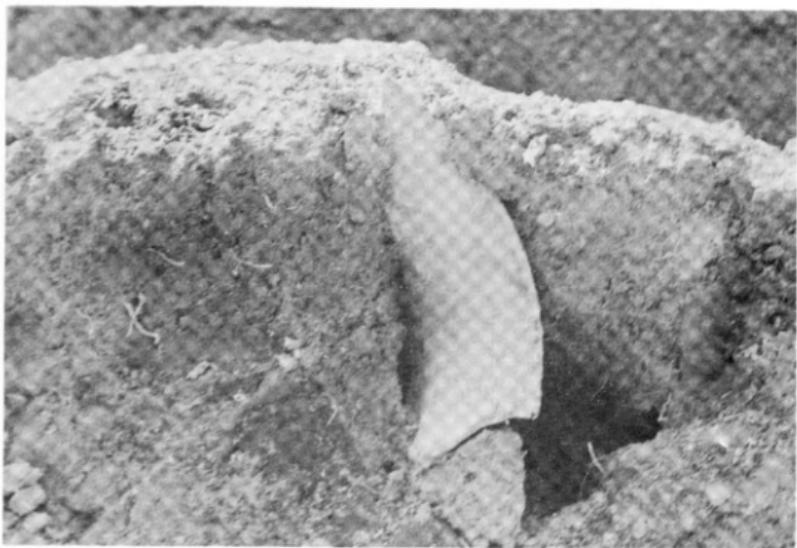
### 長池窯跡熱残留磁気測定結果 (参考)

調査対象	推定年代(A.D.)	備考
第1地点	1,000 ± 50	
第2地点		推定不能
第3地点		
No. 1	1,150 ± 50	
No. 2	1,150 ± 50	
No. 3	1,150 ± 50	
No. 4	1,150 ± 50	
No. 5	1,150 ± 50	
No. 6	1,150 ± 50	
No. 7	650 ± 30	
焼土遺構		推定不能
第4地点	950 ± 50	
第5地点	900 ± 50	

(大阪大学基礎工学部川井研究室提供資料にもとづく)



1、第2地点 小形平窯



2、第2地点 土師器出土状况



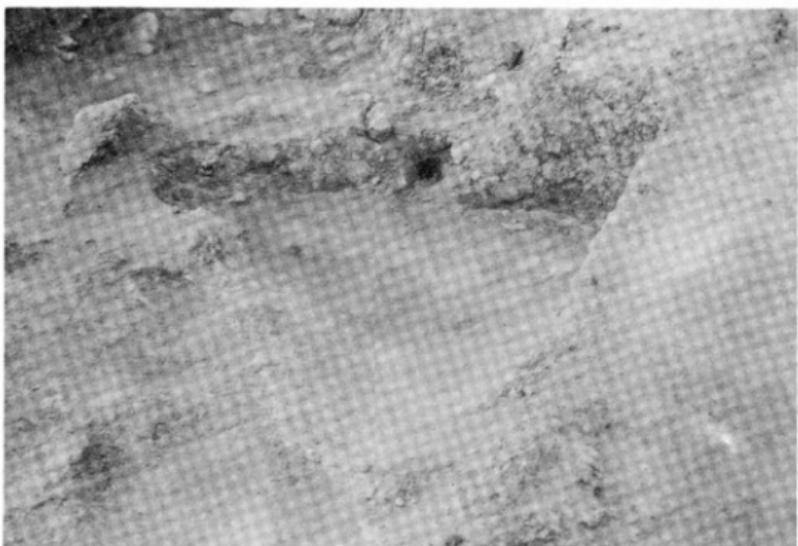
3、第3地点 遗構 出土状况



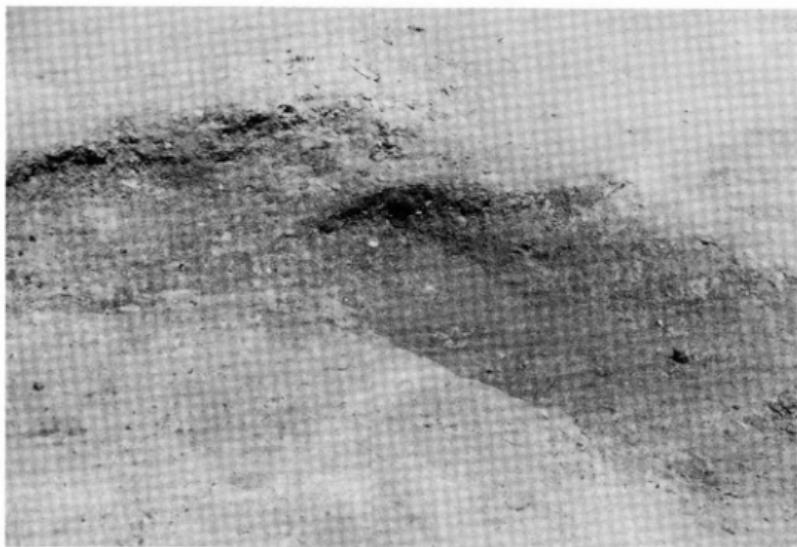
4、第3地点 小形平窓No.1



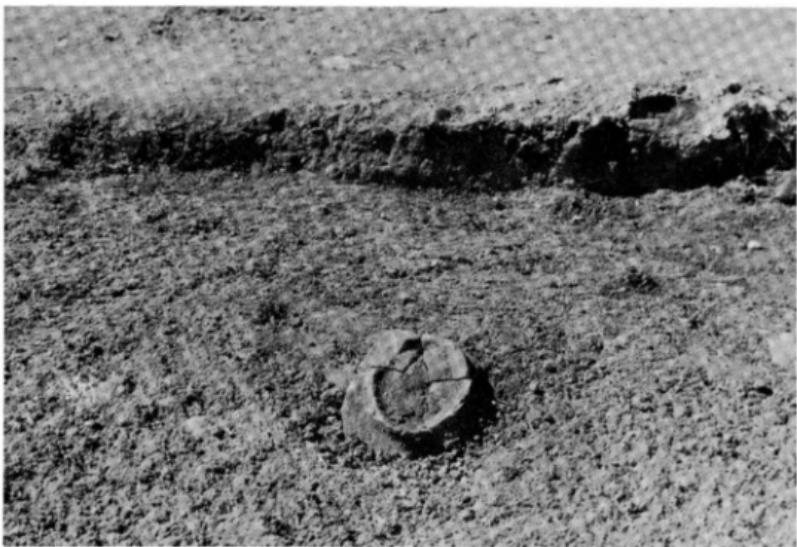
5、第3地点 小形平窯No.2



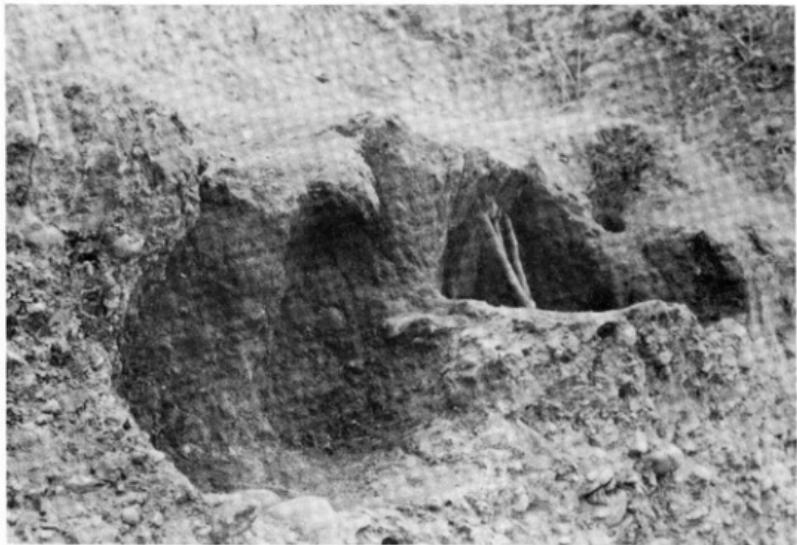
6、第3地点 小形平窯No.3



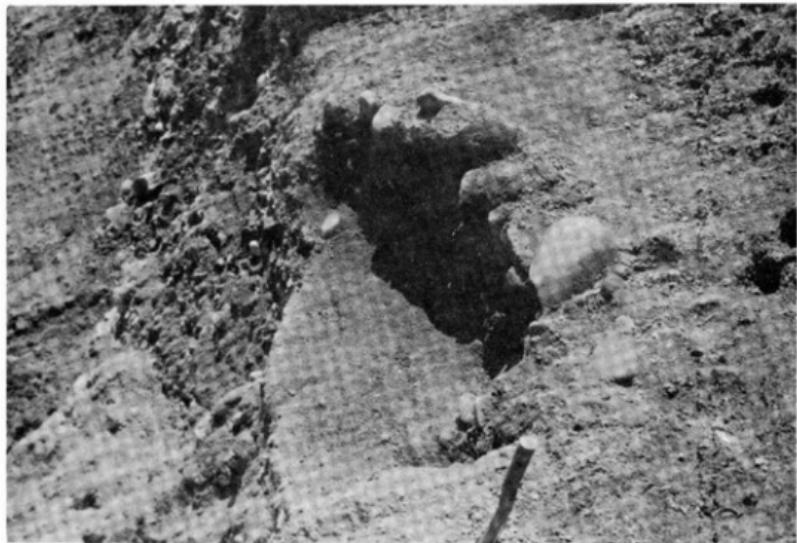
7、第3地点 烧 土 遗 槽



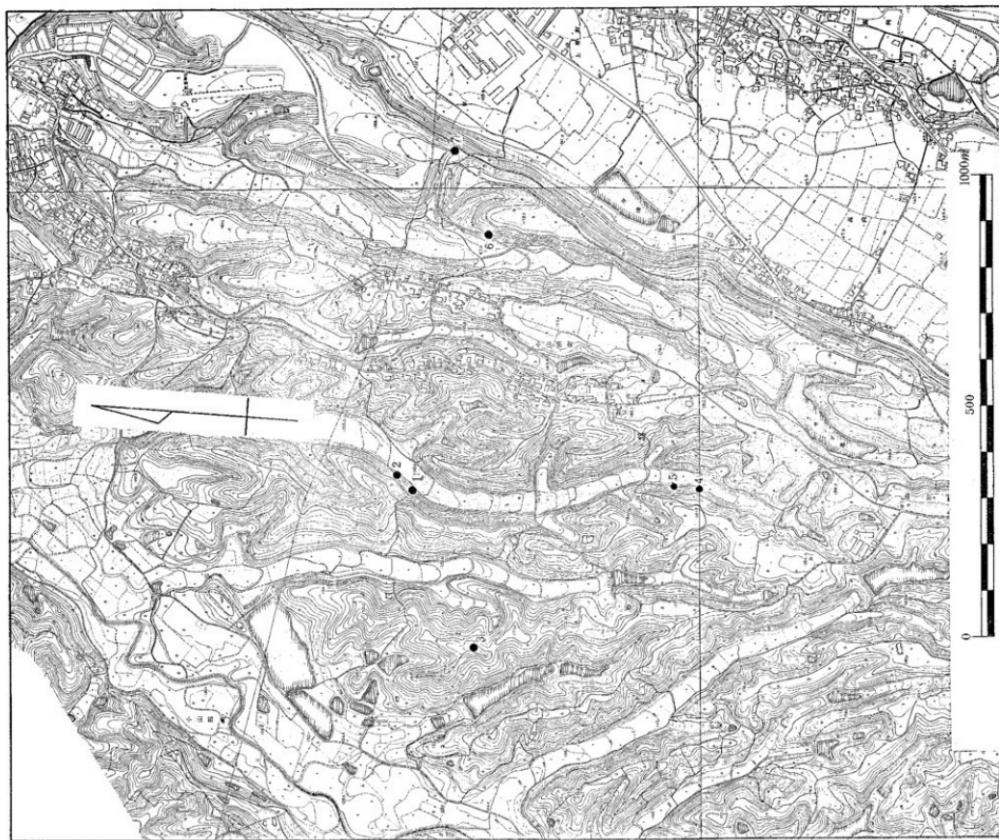
8、第3地点 小形平窑内瓦器出土状况

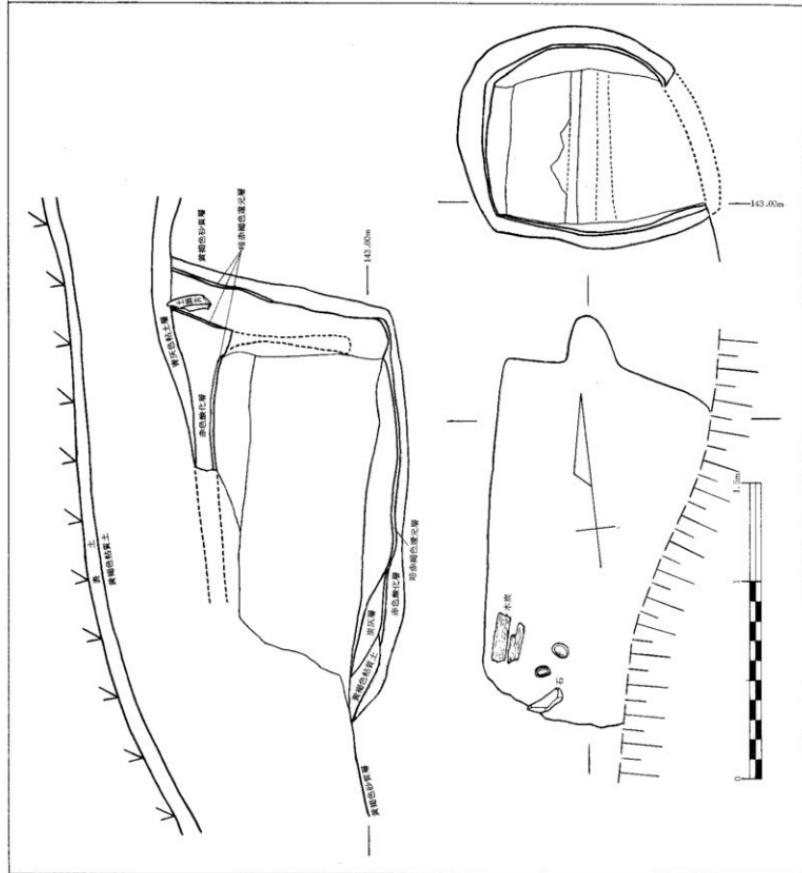
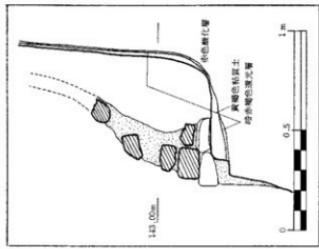


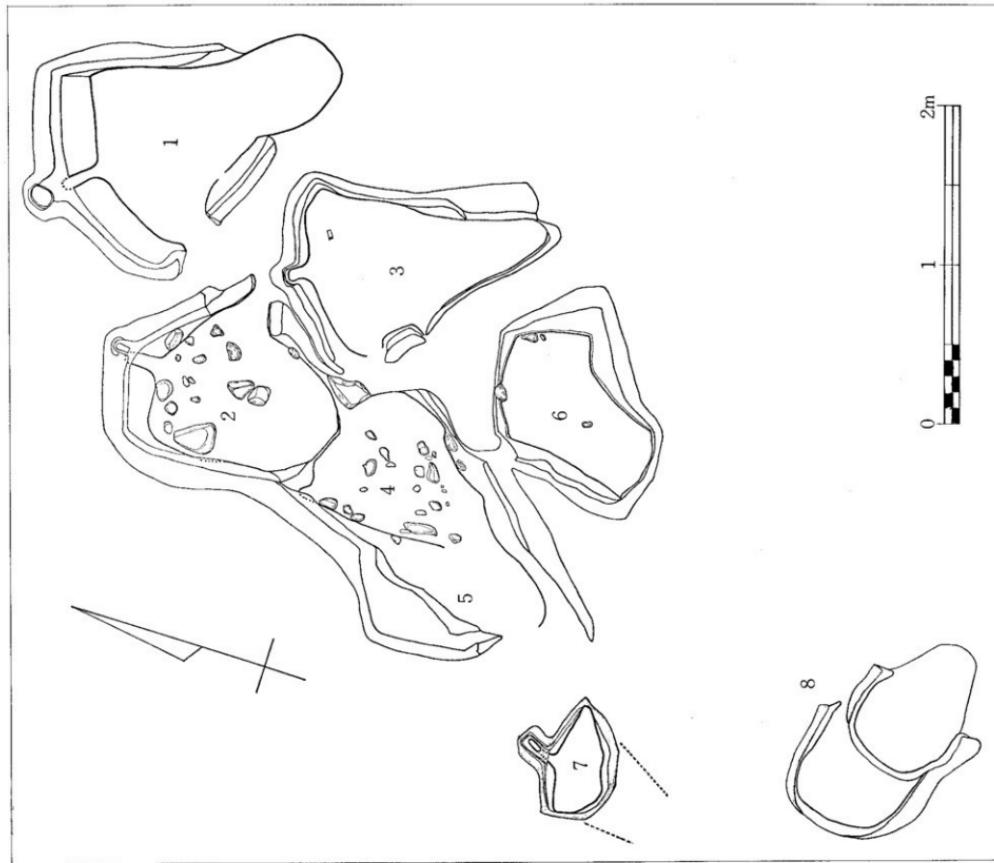
9、第4地点 小形平窑

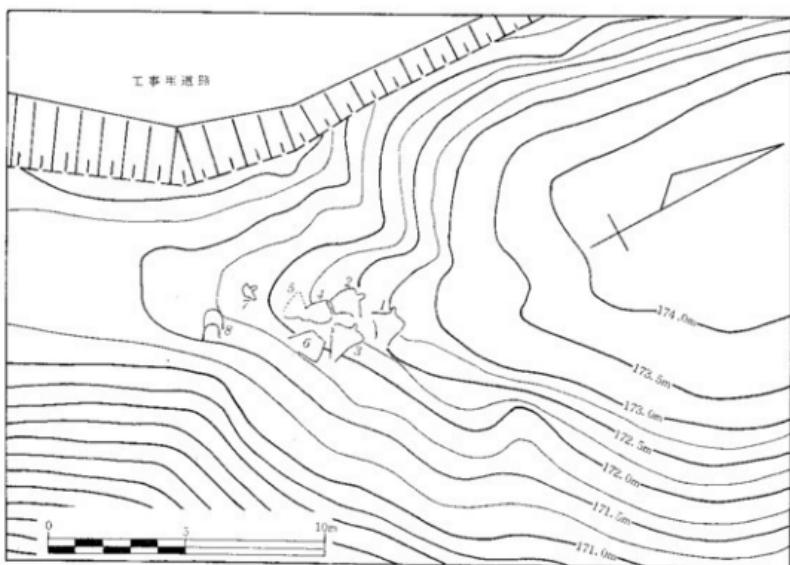


10、第5地点 小形平窑

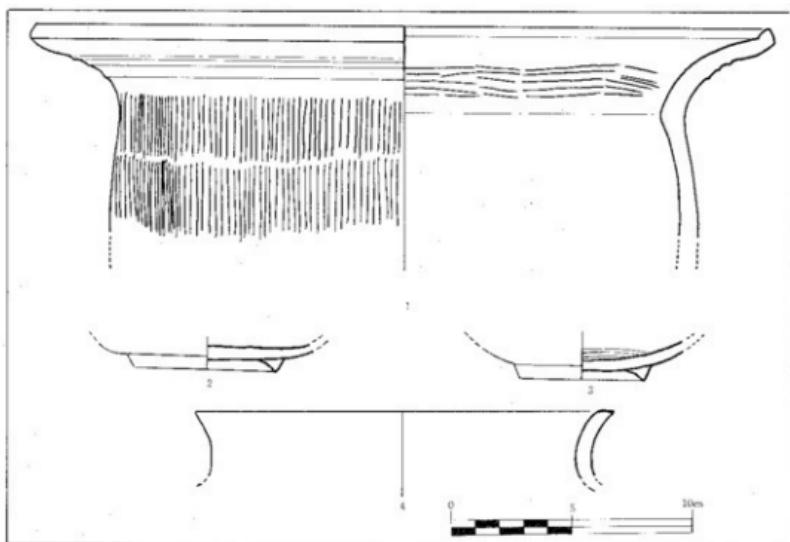






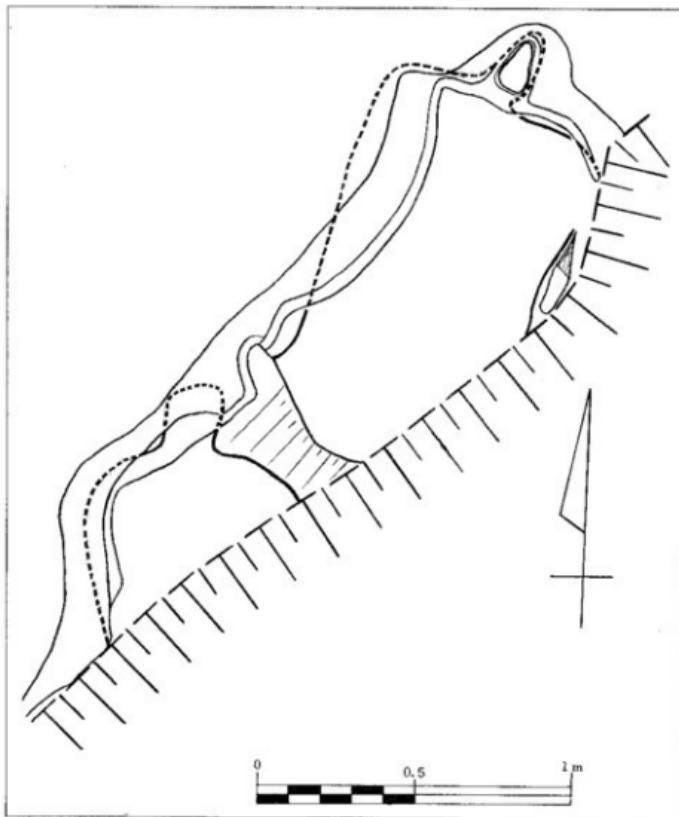


4、第3地点 地形実測図

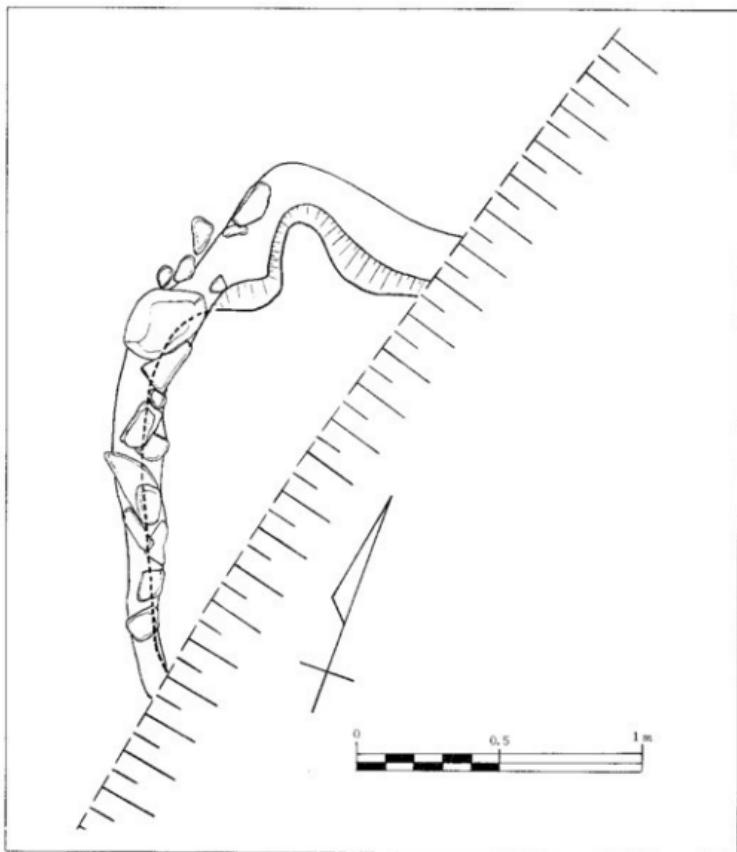


5、出土遺物実測図

- 1、第2地点出土土師器
- 2、第3地点出土土瓦器
- 3、第3地点出土瓦器
- 4、第3地点出土土師器



6、第4地点 小形平窯実測図



7、第5地点 小形平窯実測図

